

厚別区マスコットキャラクターの使用に関する取扱要領

平成29年6月13日厚別区市民部長決裁

改正 2019年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、厚別区マスコットキャラクターピカットくん（以下「ピカットくん」という。）の使用に関して必要な事項を定め、その積極的かつ適正な利用を促進することにより、厚別区への愛着を深めるとともに厚別区のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における定義は次のとおりとする。

- (1) 「ピカットくん」とは、厚別区マスコットキャラクターピカットくんに関するすべての総称をいう。
- (2) 「ピカットくんの意匠」（以下「意匠」という。）とは、別図1に掲げる意匠のほか、厚別区役所が保有する意匠をいう。
- (3) 「ピカットくんの着ぐるみ」（以下「着ぐるみ」という。）とは、別図2に掲げる着ぐるみ一式をいう。

(権利)

第3条 「ピカットくん」に関する一切の権利及び権限は厚別区役所に属する。

(使用の承認等)

第4条 意匠又は着ぐるみ（以下「意匠等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ厚別区マスコットキャラクター使用申請書（様式。以下「申請書」という。）を厚別区市民部長（以下「市民部長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、意匠の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 札幌市職員が業務で使用するとき。
- (2) 厚別区内で開催される行事等（専ら営利のみを目的としているものを除く。）のポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ等に使用するとき。

(3) その他、市民部長が認めるとき。

2 市民部長は、使用を承認したときは、申請者に対し文書又は口頭により通知する。

3 市民部長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）を与える場合において、その使用について条件を付することができる。

(使用の禁止等)

第5条 市民部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意匠等の使用を禁止する。また、前条第2項の規定による申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 「自然の中で子どもたちと一緒に遊ぶ森の妖精」を具現化した「ピカットくん」のイメージを損ない、又は損なうおそれがある場合。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある場合。

(3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とした使用と認める場合。

(4) 意匠等の管理上支障がある場合。

(5) 専ら営利のみを目的とする場合。ただし、市民部長が特に認めたときは、承認することができる。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民部長が不適切な使用と認める場合。

(承認の取消し)

第6条 市民部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する場合。

(2) 使用承認を受けた者が使用承認の条件に違反した場合。

(3) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じた場合。

2 厚別区役所は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第7条 意匠の使用期間は、一つの行事等の企画開始から終了までとする。なお、使用期間の満了後において、引き続き使用しようとするときは、第4条第2項の承認

を受けなければならない。

2 着ぐるみの使用期間は、7日間を限度とする。

(使用料)

第8条 意匠等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 意匠等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 意匠の使用に際し、色の変更、縦横の比率変更、新たなデザイン付加その他の改変は行わないこと。なお、基本イラスト、カラーガイド及びイラストパターンは、別紙1に定める「厚別区マスコットキャラクターピカットくんデザインマニュアル」のとおりとする。
- (4) 意匠の使用に際し、「厚別区マスコットキャラクターピカットくん」、「©札幌市厚別区」または「©ATSUBETSU WARD SAPPORO」のいずれかを表示し、厚別区のマスコットキャラクターであることを明記すること。ただし、市民部長が当該表示を不要と判断した場合はこの限りではない。
- (5) 着ぐるみの使用に際し、別紙2に定める「厚別区マスコットキャラクターピカットくん着ぐるみ貸出ガイド」を遵守し、常に良好な状態で管理し適切に使用すること。
- (6) 使用者は、商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。

(使用者の責任)

第10条 意匠等の使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責任において必要な措置を講じるものとする。

- 2 意匠等の使用により、使用者が被った損害又は第三者に与えた損害については、使用者が全ての責任を負う。
- 3 着ぐるみを著しく汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又はクリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

4 着ぐるみを亡失した場合は、使用者が現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、意匠等の使用に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。